

佐倉市業務継続計画

【震災編】

令和7年3月
佐 倉 市

◆策定／改定

区 分	策定／改定年月	備 考
策定	平成 3 0 年 3 月	
改定	令和 3 年 1 月	
改定	令和 7 年 3 月	

第1章 総論

1	佐倉市業務継続計画【震災編】策定の背景と目的	1
2	業務継続計画とは	1
3	業務継続計画の対象とする業務	2
4	業務継続計画と各種計画との関係	3
5	業務継続計画策定の効果	4
6	本計画の基本方針	6

第2章 想定地震と被害想定

1	想定地震	7
2	被害想定	8

第3章 市の体制と非常時優先業務

1	配備体制及び災害対策本部	12
2	職務・権限の代理	18
3	職員の確保	19
4	非常時優先業務	22

第4章 執務環境・資源

1	市の課題及び対策等に関する基本的な考え方	25
2	執務環境・資源の整理	25

第5章 業務継続体制の継続的な改善

1	各所属における教育の実施	38
2	訓練の実施	39
3	業務継続計画の見直し	40

【別冊】 優先業務一覧表

1 佐倉市業務継続計画【震災編】策定の背景と目的

大規模な地震災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。

しかしながら、東日本大震災等の過去の大規模災害でもみられたように、地方公共団体自身が被災することで、行政機能が低下し、または失われる深刻な事態に陥ることも想定され、本市自らの責務を果たしていくためには、行政機能の継続性の確保に向けて、適切に対応していくことが、喫緊の課題となっている。

また、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、南関東地域でマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は、30年間で70%と推定されており、東京湾北部地震が発生した場合、本市では最大震度6弱の揺れにより、甚大な人的・物的被害が起こることが想定され、防災・減災対策が急務となっている。

このような背景を踏まえ、大規模な地震の発生により、市役所機能が低下する中であっても、迅速かつ適切に災害対応業務を開始するとともに、可能な限り早期に通常業務を復旧させることにより、市民の生命、身体及び財産を守り、市民生活への影響を最小限とすることを目的として、「佐倉市業務継続計画【震災編】」（以下、「本計画」という。）を策定する。

2 業務継続計画とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

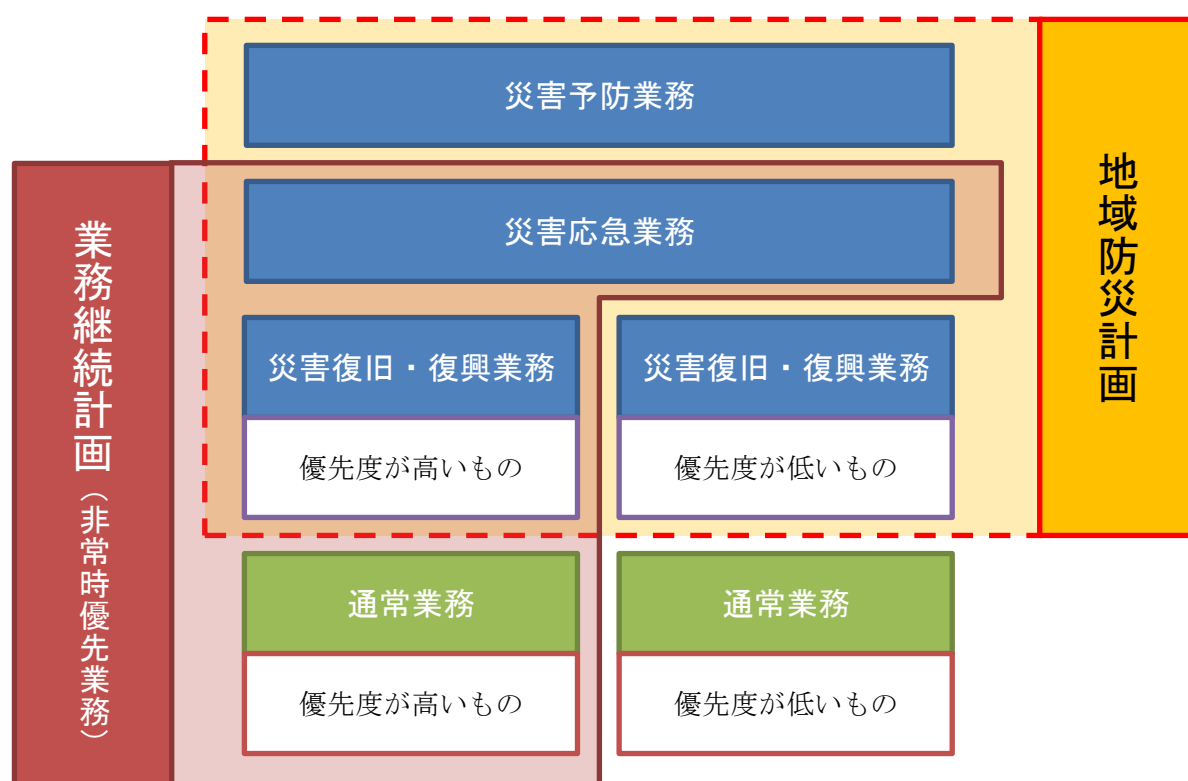
3 業務継続計画の対象とする業務

大規模な地震が発生した際に、本市は、あらかじめ定めた佐倉市地域防災計画に則して、災害応急活動や災害復旧活動を実施していくとともに、市民生活に必要不可欠な行政サービスを提供していくことが求められる。

具体的には、図1にあるように、災害応急業務や災害復旧・復興業務（以下、「応急・復興業務」という。）に加えて、地震の影響により利用できる資源（ヒト、モノ、情報、ライフライン等）が制約を受ける状況においても、継続する優先度が高い通常業務（以下、「優先的通常業務」という。）の2つの業務（以下、「非常時優先業務」という。）を迅速かつ適切に実施していくことが求められる。

なお、発災後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるため、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施に支障とならない範囲で業務を継続することとする。

図1 業務継続計画の対象とする業務



4 業務継続計画と各種計画との関係

佐倉市地域防災計画の下位計画として本計画を位置づけ、整合性を図る。

また、佐倉市災害時受援計画（以下、「市受援計画」という。）と相互に補完しあうことによって、非常時優先業務の実効性を高めることとしている。

なお、佐倉市地域防災計画と本計画、市受援計画との違いは、次のとおりである。

	佐倉市地域防災計画	佐倉市業務継続計画 【震災編】	佐倉市災害時 受援計画
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。	必要資源に制約がある状況下において、非常時優先業務の遂行に必要な人員や物資を確保し、管理するための計画である。
策定	佐倉市防災会議	佐倉市	佐倉市
実施主体	佐倉市、防災関係機関（自衛隊、警察、消防、指定地方公共団体等）、事業者、市民等	佐倉市	佐倉市
行政の被災	市内の人的及び物的被害は予測しているが、行政自体の被害は、想定しない。 （ただし、「業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保」等については、地域防災計画に定める必要がある。）	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策の業務（予防対策業務、災害応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする。（地域防災計画に定める災害応急対策業務や復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も対象とする。）	本計画で選定された非常時優先業務のうち、受援が必要と想定される業務を対象とする。

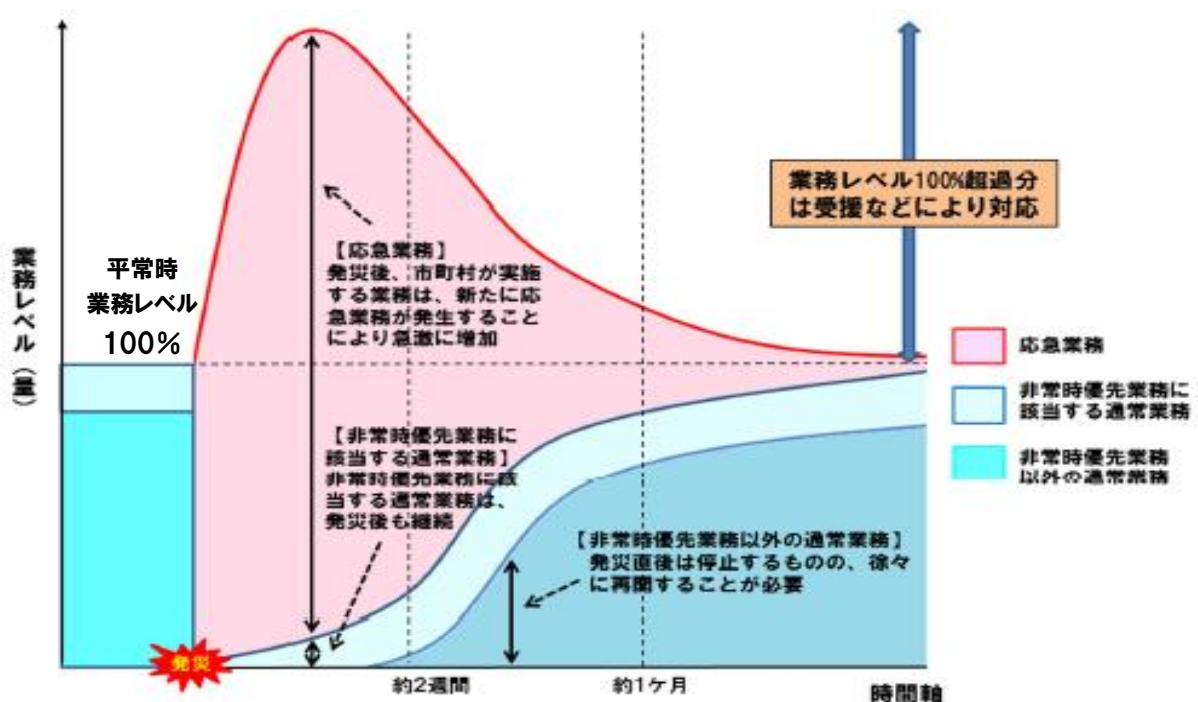
	佐倉市地域防災計画	佐倉市業務継続計画 【震災編】	佐倉市災害時 受援計画
業務開始 目標時間	業務開始目標時間は、 必ずしも記載する必要 はない。	非常時優先業務ごとに業 務開始目標時間を定める 必要がある。(必要資源を 確保し、目標とする時間 までに、非常時優先業務 を開始・再開する。)	本計画に準ずる。

また、本計画は、佐倉市 ICT 部門の業務継続計画＜初動版＞、佐倉市下水道 BCP 等との整合性を図るものとする。

5 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものになる。被害状況の確認等、発災直後から図 2 のように非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生するが、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

図 2 発災後に市が実施する業務の推移



※ 時間の経過とともに「応急業務」は縮小していくが、図 2 に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する

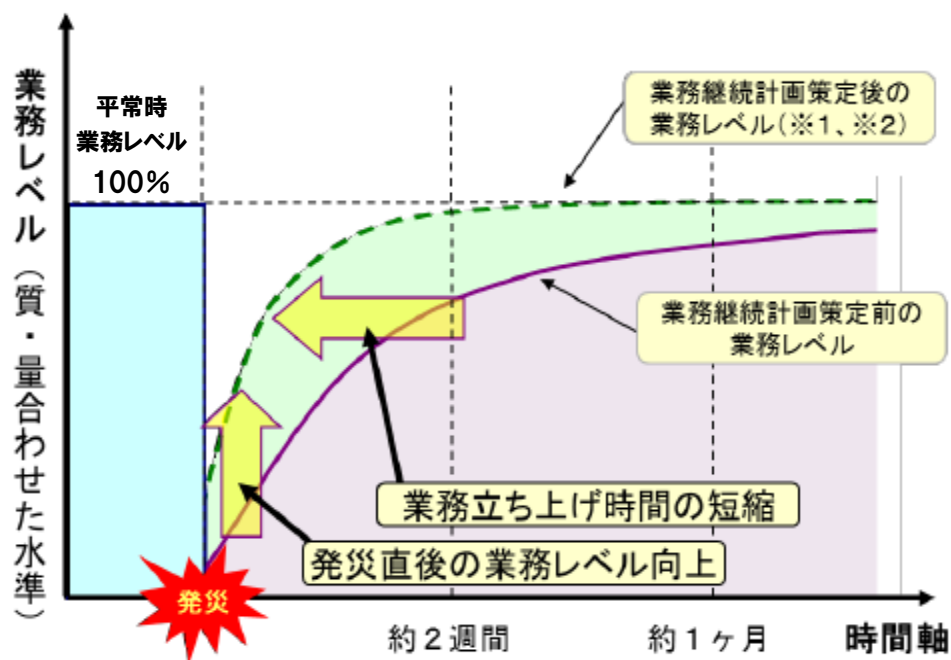
業務継続計画をあらかじめ策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、図 3 のように、地域防災計画等では必ずしも明らかでなかった「行政

も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

また、自らも被災者である市職員の睡眠や休憩、一時帰宅等、安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

図3 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図



※1 業務継続計画の策定により、資源の制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていく必要がある。

6 本計画の基本方針

大規模災害時には、次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- 災害発生時には、住民の生命、身体及び財産等の保護を図るため、佐倉市地域防災計画に基づく災害応急対策業務を最優先に実施する。
- 災害発生から72時間までは、人命に係る災害応急対策業務に重点をおくことになるため、市民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外は、積極的に休止・縮小を行う。
- イベント、会議等は、原則として中止・延期する。
- 非常時優先業務に必要とされる資源（人、物、情報等）を効果的に確保及び配分することにより、行政機能を維持する。

本市では、平成19年度千葉県地震被害想定調査をもとに平成24年度に「佐倉市防災アセスメント調査」を実施した。

「佐倉市防災アセスメント調査」では、東京湾北部地震を想定地震とし、地震動、液状化、建物の被害、土木構造物やライフラインの被害状況、火災の発生等を予測した。以下にその概要を記載する。

1 想定地震

本計画においては、東京湾北部地震を想定地震とする。

震 源：東京湾北西部

規 模：マグニチュード7.3

時季時刻：冬の18時

図4 東京湾北部地震の震源域



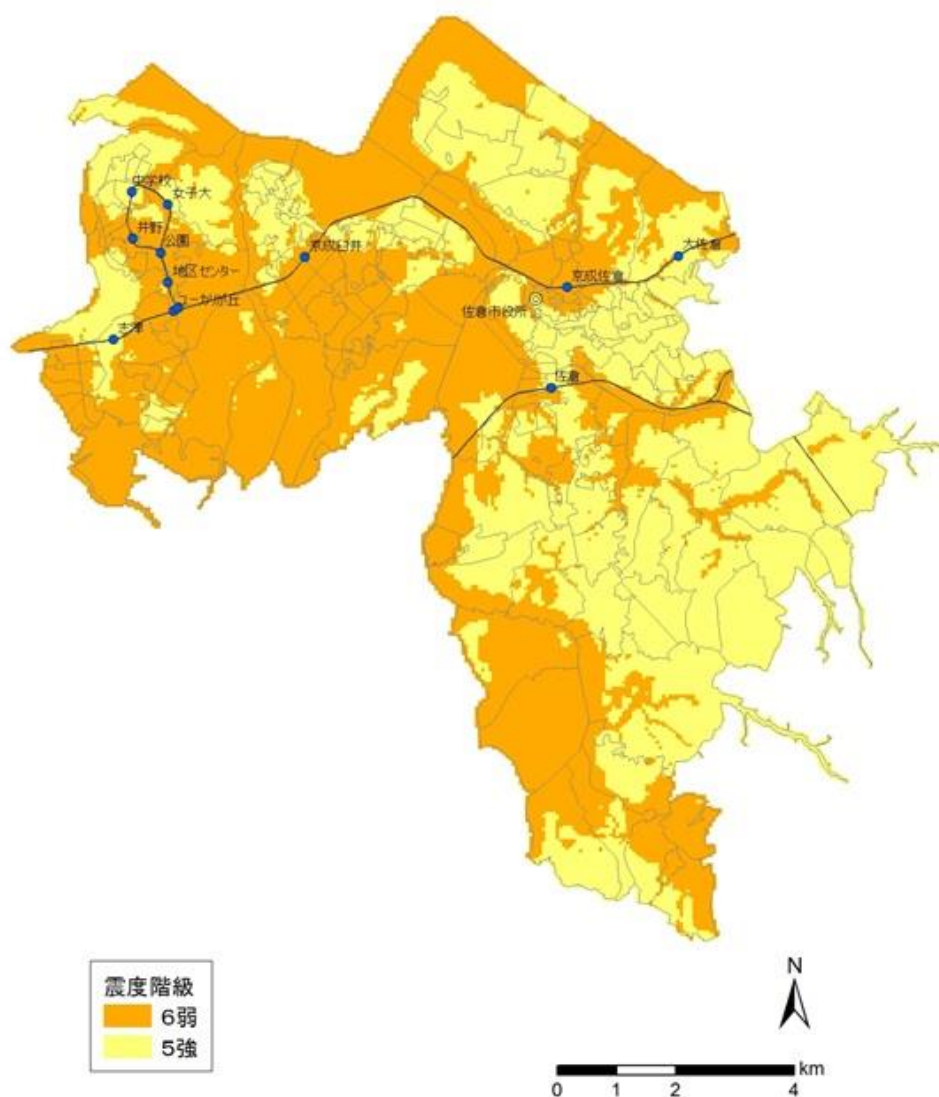
2 被害想定

(1) 震度予測

東京湾北部地震による佐倉市内の地震動の強さは、震度5強から震度6弱と予測され、市の西側を中心に、市内の半分程度が震度6弱という予測結果となっている。

なお、本計画においては、佐倉市役所に設置してある震度計により、震度6弱の揺れを観測したものと想定する。

図5 震度予測分布図



(2) 被害予測の概要

①建物被害

東京湾北部地震における要因別建物被害予測は、次のとおりである。

	全建物棟数	全壊棟数 (率)	半壊棟数 (率)	全半壊棟数 (率)
揺れ		553 (0.9%)	4,183 (7.2%)	4,735 (8.1%)
液状化		10 (0.0%)	49 (0.1%)	59 (0.1%)
急傾斜地崩壊		25 (0.0%)	59 (0.1%)	84 (0.1%)
合 計	58,434	588 (1.0%)	4,291 (7.3%)	4,878 (8.3%)

※ 合計は、小数点以下四捨五入の関係で合わない場合がある。

※ 「佐倉市防災アセスメント調査」では、急傾斜地崩壊による建物被害予測を戸数単位で行っているが、「戸数＝棟数」と仮定して記載する。

※ 揺れ及び液状化による建物被害は、固定資産税台帳データより予測したものになる。

※ 住宅・土地統計調査（平成30年度）では、住宅総数 68,300 棟となっており、住宅・土地統計調査（平成30年度）に基づき、建物被害の予測を行った場合、被害建物数は増加する可能性がある。

②ライフライン等被害

東京湾北部地震におけるライフライン等被害予測は、次のとおりである。

上水道	管路総延長 763.5km 中 被害箇所数合計 204 箇所 被害率 0.27 箇所／km 断水世帯数 45,360 世帯
下水道	総延長 623.5km 中 被害延長合計 13.4km 被害率 2.1%
電力	電柱総本数 28,789 本中 被害本数合計 76 本 被害率 0.26% 停電世帯数 1,672 世帯
ガス	震度 5 強が予想される地域：2.5%～12.2%のガス停止率 震度 6 弱が予想される地域：17.6%～63.5%のガス停止率
震災廃棄物	合計 219,396 トン

③人的被害

東京湾北部地震における要因別の人的被害の予測は、次のとおりである。

項目		人的被害数
死者合計		38 人
	建物被害による死者	35 人
	火災による死者	0 人
	急傾斜地崩壊による死者	2 人
負傷者合計		670 人
	建物被害による負傷者	664 人
		うち重傷者 10 人
	火災による負傷者	4 人
		うち重傷者 1 人
	急傾斜地崩壊による負傷者	2 人
		うち重傷者 1 人

※ 合計は、小数点以下四捨五入の関係で合わない場合がある。

※ 急傾斜地崩壊による人的被害予測は、「戸数 = 棟数」としたうえで、平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査の手法を用いて算出した。

平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査における算出手法は、次のとおりである。

- ・ 死傷者数 = $0.098 \times \text{急傾斜地崩壊による全壊棟数} \times 0.7 \times \text{木造建物内滞留率}^{\ast}$
- ・ 負傷者数 = $1.25 \times \text{死者数}$
- ・ 重傷者数 = $\text{負傷者数} \div 2^{\ast}$

※佐倉市では木造建物内滞留人口を算出していないため考慮しないこととする。

※重傷者数は負傷者数の半分とする。

④避難者数

東京湾北部地震における地区別の避難人口予測は、次のとおりである。

地区名	避難人口 (人)			うち避難所生活者 (人)			うち疎開者 (人)		
	1 日後	4 日後	1 月後	1 日後	4 日後	1 月後	1 日後	4 日後	1 月後
佐倉地区	5,519	2,556	1,286	3,587	1,661	836	1,931	895	450
臼井地区	5,783	2,649	1,305	3,759	1,722	848	2,024	927	457
志津地区	14,226	6,799	3,616	9,247	4,419	2,350	4,979	2,380	1,266
根郷地区	4,471	1,944	862	2,906	1,264	560	1,565	681	302
和田地区	344	136	46	224	88	30	121	47	16
弥富地区	347	178	106	225	116	69	121	62	37
千代田地区	2,316	1,258	805	1,506	818	523	811	440	282
合計	33,006	15,520	8,026	21,454	10,088	5,217	11,552	5,432	2,809

※ 合計は、小数点以下四捨五入の関係で合わない場合がある。

※ 疎開者とは、親類等を頼る等、避難所以外へ避難する人である。

⑤帰宅困難者数

東京湾北部地震における佐倉市内で発生する住民以外の滞留帰宅困難者予測は、次のとおりである。

なお、下表の予測数は、他市町村で帰宅困難となった後に、徒歩等により佐倉市内を通過する帰宅困難者数は含んでおらず、佐倉市内における帰宅困難者数は、7,631人以上となる可能性がある。

	千葉県	茨城県	東京都	埼玉県	神奈川県	その他	合計
佐倉市内 に通勤・ 通学する 他市町村 住民	6,612 人	209 人	512 人	141 人	91 人	67 人	7,631 人

※ 合計は、小数点以下四捨五入の関係で合わない場合がある。

また、東京湾北部地震において、佐倉市民の周辺他市町村における帰宅困難者予測は、次のとおりである。

	千葉県	茨城県	東京都	埼玉県	神奈川県	その他	合計
他市町村 に通勤・ 通学する 市民	14,897 人	236 人	18,403 人	461 人	507 人	198 人	34,702 人

※ 合計は、小数点以下四捨五入の関係で合わない場合がある。

1 配備体制及び災害対策本部

配備体制及び災害対策本部については、大地震が発生した場合、被害の拡大を防止し、迅速かつ的確に災害応急活動を実施することを目的に、佐倉市地域防災計画において、次のように定めている。

(1) 配備体制及び災害対策本部設置基準

地震が発生した際、震度に応じ、自動的に配備体制をとるとともに、災害対策本部を設置する。

震 度	配 備 体 制	内 容
1～3	—	■ 地震情報の収集を行う
4	第1配備	■ 第1配備職員は職場又は自宅待機 ■ その他の職員は連絡の取れる体制をとる
5弱	第2配備	■ 第2配備職員は登庁し、被害状況の把握及び災害対応にあたる ■ 避難所長及び副避難所長は、避難所の安全確認を行う
5強	第3配備 又は 第4配備	■ 災害対策本部の自動設置 ■ 第3又は第4配備職員は登庁し、災害対応にあたる ■ 避難所長及び副避難所長は、避難所の安全確認を行う ■ 本部付き職員は災害対策本部（危機管理課）へ参集し、本部事務にあたる
6弱以上	第5配備 (非常登庁配備体制)	■ 災害対策本部の自動設置 ■ 第5配備職員は登庁し、災害対応にあたる ■ 避難所配備職員は、各避難所へ参集し、開設 ■ 本部付き職員は災害対策本部（危機管理課）へ参集し、本部事務にあたる

表 1 地震災害発生時の配備一覧表

部	班	課名	本部設置前 体制		本部設置後体制		
			第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	第 4 配備	第 5 配備
危機管理部	防災班	危機管理課	○	●	●	●	●
企画政策部	秘書班	秘書課			○	●	●
	物資需給班	企画政策課			○	○	●
	広報班	広報課	○	○	○	●	●
総務部	総務管理班	行政管理課			○	○	●
		人事課			○	○	●
	システム復旧班	情報システム課			○	●	●
会計部	会計班	会計課			○	○	●
財政部	財政班	財政課			○	○	●
	税務班	市民税課			○	○	●
		資産税課			○	○	●
		債権管理課			○	○	●
	契約班	契約検査課			○	○	●
市民部	市民窓口班	市民課		○	○	○	●
	健康保険班	健康保険課		○	○	○	●
	出張所班	各出張所・派出所・市民サービスセンター・佐倉市パスポートセンター		△	○	○	●
	市民生活班	自治人権推進課		△	○	●	●
		和田ふるさと館		△	○	●	●
		志津コミュニティセンター		△	●	●	●
		市民公益活動サポートセンター		△	○	●	●
		ミレニアムセンター佐倉		△	●	●	●
		消費生活センター		△	○	●	●
		千代田・染井野ふれあいセンター		△	○	●	●

部	班	課名	本部設置前 体制		本部設置後体制		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備	第5 配備
福祉部	福祉班	社会福祉課		○	○	●	●
		高齢者福祉課		○	○	●	●
		介護保険課		○	○	●	●
		障害福祉課		○	○	●	●
こども支援部	児童福祉班	こども政策課		△	○	○	●
		こども保育課		○	○	○	●
		こども家庭課		△	○	○	●
		各保育園		△	○	○	●
		子育て交流センター		△	○	○	●
健康推進部	医療防疫班	健康推進課		△	○	○	●
		母子保健課		△	○	○	●
		西部保健センター		△	○	○	●
		南部保健センター		△	○	○	●
経済環境部	農政対策班	農政課		○	○	●	●
	商工対策班	商工振興課		○	○	●	●
	環境対策班	生活環境課			○	●	●
	廃棄物対策班	廃棄物対策課			○	●	●
魅力推進部	観光対策班	佐倉の魅力推進課		○	○	●	●
	文化班	文化課		△	○	○	●
	市民音楽ホール班	市民音楽ホール		△	○	○	●
	美術館班	市立美術館		△	○	○	●
	体育施設班	生涯スポーツ課		△	○	○	●
土木部	土木班	土木管理課	○	○	●	●	●
		治水課	○	○	●	●	●
	道路班	道路維持課	○	○	●	●	●
		道路建設課	○	○	●	●	●

部	班	課名	本部設置前 体制		本部設置後体制		
			第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	第 4 配備	第 5 配備
都市部	計画班	都市計画課	○	○	●	●	●
	公園緑地班	公園緑地課	○	○	●	●	●
	住宅班	住宅課	○	○	●	●	●
	建築物危険度判定班	建築指導課	○	○	●	●	●
	宅地危険度判定班	市街地整備課	○	○	●	●	●
資産経営部	管財班	資産経営課	○	○	○	○	●
	市有建築物班	施設保全課	○	○	○	○	●
教育部	教育管理班	教育総務課	○	○	○	●	●
	学校教育班	学務課		△	○	○	●
		指導課		△	○	○	●
		教育センター		△	○	○	●
		各小中学校		△	○	○	●
	社会教育班	社会教育課		△	○	○	●
	公民館班	各公民館		△	○	○	●
	幼稚園班	幼稚園		△	○	○	●
	図書館班	各図書館		△	○	○	●
協力部	議会事務局協力班	議会事務局			○	○	●
	監査委員事務局協力班	監査委員事務局			○	○	●
	選挙管理委員会事務局協力班	選挙管理委員会事務局			○	○	●
	農業委員会事務局協力班	農業委員会事務局			○	○	●

部	班	課名	本部設置前 体制		本部設置後体制		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備	第5 配備
上下水道部	総務班	経営企画課	○	○	○	○	●
	情報班	経営企画課	○	○	○	○	●
	浄水場班	水道課	○	○	○	○	●
	上水道復旧班	水道課	○	○	○	○	●
	下水道復旧班	下水道課	○	○	○	○	●
	応急給水班	水道課	○	○	○	○	●
	ポンプ場班	下水道課	○	○	○	○	●
業務部	避難行動要支援者支援班	社会福祉課 (指名された職員で編成)		●	●	●	●
		高齢者福祉課 (指名された職員で編成)		●	●	●	●
		介護保険課 (指名された職員で編成)		●	●	●	●
		障害福祉課 (指名された職員で編成)		●	●	●	●
		自治人権推進課 (指名された職員で編成)		●	●	●	●
		こども政策課 (指名された職員で編成)		●	●	●	●
		こども家庭課 (指名された職員で編成)		●	●	●	●
		母子保健課 (指名された職員で編成)		●	●	●	●

※ ○…班に所属する職員のうち指名された職員が登庁

●…班に所属する全職員が登庁

△…出先機関の施設管理者（指定管理者含む）及び当該施設の所管課職員は、避難所や物資集積拠点、遺体安置所等として開設の指示があった場合、登庁

※ 兼務、併任職員については、原則として本務が属する部及び班の配備とする。

(2) 災害対策本部組織及び災害対策本部会議

佐倉市役所敷地内に設置している震度計で、震度5強以上の地震動を観測した場合、災害対策本部を自動設置し、災害対策本部会議を開催する。

図6 佐倉市災害対策本部組織図



(3) 災害対策本部設置場所

災害対策本部は、佐倉市役所敷地内に設置する。

災害対策本部会議は、佐倉市役所社会福祉センター 3 階会議室に置くものとし、災害対策本部事務局を佐倉市役所社会福祉センター 3 階危機管理課に置く。

佐倉市役所社会福祉センターに災害対策本部会議及び災害対策本部事務局を置くことができない場合は、佐倉市役所敷地内に存する他の施設のうちから代替施設を選定する。

なお、佐倉市役所敷地内では災害対策本部としての機能を発揮又は維持することが困難な場合は、ミレニウムセンター佐倉に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡し、周知徹底を図る。

2 職務・権限の代理

(1) 災害対策本部における災害対策本部長（市長）の職務・権限の代理

災害対策本部長（市長）不在時、又は災害対策本部長（市長）に事故がある場合における災害対策本部長の職務・権限を代理する者の順位は、佐倉市地域防災計画に基づき、次のとおりとする。

第 1 順位 副本部長（副市長）

第 2 順位 危機管理部長

第 3 順位 企画政策部長

(2) 市長の職務代理者

大規模災害時であっても重要な意思決定等に支障が生じないように、市長の職務を代理する者の順位は、「地方自治法」（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）及び「市長の職務を代理する職員の順位に関する規則」（平成 7 年 2 月 22 日規則第 3 号）に基づき、次のとおりとする。

第 1 順位 副市長

第 2 順位 企画政策部長

第 3 順位 総務部長

(3) 代決者

市長や教育長、上下水道事業管理者等に事故等があり不在の場合における事務の代決者については、「佐倉市事務決裁規程」（昭和 47 年 3 月 31 日訓令第 5 号）や「佐倉市教育委員会事務処理規程」（平成 19 年 3 月 20 日教育委員会訓令第 2 号）、「佐倉市上下水道部管理規程」（平成 2 年 4 月 1 日水道部管理規程

第1号)等に準じるものとする。

3 職員の確保

(1) 職員の参集予測

夜間・休日等執務時間外に市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、全職員は、あらかじめ指定された配備先に登庁する。

表2 参集の対象職員（令和6年4月1日時点）

配 備 先	人 数
災害対策本部	19 人
災害対策本部事務局	18 人
災害対策本部付き	95 人
避難所配備	271 人
所属配備	662 人
合 計	1065 人

※ 任期付き職員、再任用職員及び育児休暇等休暇取得中の職員を含む。

※ 外部への派遣職員を除く。

【参考】 参集対象職員の自宅から配備先までの道のり（令和6年4月1日時点）

	1.5km 以内	5.0km 以内	10.0km 以内	10.0km 超	合 計
災害対策本部	1 人	7 人	6 人	5 人	19 人
災害対策本部事務局	4 人	2 人	5 人	7 人	18 人
災害対策本部付き	4 人	9 人	22 人	60 人	95 人
避難所配備	15 人	64 人	119 人	73 人	271 人
所属配備	35 人	133 人	225 人	269 人	662 人
合 計	59 人	215 人	377 人	414 人	1065 人

※ 道のりの算出にあたっては、インターネットのルート検索機能を用い、移動手段を徒歩と設定した。

※ 参集対象職員 1065 人のうち、525 人（49.3%）が、佐倉市内に居住している。

※ 参集対象職員 1065 人のうち、936 人（87.9%）が、配備先から 20km 以内に居住している。

市内で震度 6 弱以上の地震が発生し、第 5 配備（非常登庁配備体制）となった場合に、参集可能な職員数を時系列で把握するため、全職員の自宅から配備先までの実際の道のりをもとに、到着するまでの参集時間について、次の条件で予測する。

- ア 徒歩で参集することを想定し、時速 3km で所要時間を算出。
- イ 安否確認や身支度等の準備時間として 30 分を計上。
- ウ 参集距離が 20km 以上の職員は、公共交通機関が復旧するまで参集不可と想定（3 日目から計上）。
- エ 本人・家族の被災や救助等により、参集が困難な職員の割合を表 3 のように設定。

表 3 参集が困難な職員の割合の設定

設定	～2 日（48 時間）	～3 日（72 時間）	～1 週間
参集対象	参集距離が 20km 未満の職員	全職員	
参集が困難な職員の割合※	30%：発災後直後の負傷や混乱等	20%：発災直後の混乱等（ただし、交通機関の復旧は進む）	2%：本人の死亡・重傷等

※「千葉県業務継続計画（震災編）」における設定と同一。

（２）予測結果

前述「（１）職員の参集予測」に基づき、参集予測を行った結果は、次のとおりである。

①災害対策本部（対象：19 人）

	3 時間以内	6 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内
参集人数	7 人	11 人	12 人	15 人	19 人
参集率	36.8%	57.9%	63.2%	78.9%	100%

②災害対策本部事務局・災害対策本部付き（対象：113 人）

	3 時間以内	6 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内
参集人数	20 人	52 人	57 人	90 人	111 人
参集率	17.7%	46.0%	50.4%	79.6%	98.2%

③避難所配備（対象：271人）

	3時間以内	6時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内
参集人数	86人	173人	178人	217人	266人
参集率	31.7%	63.8%	65.7%	80.1%	98.2%

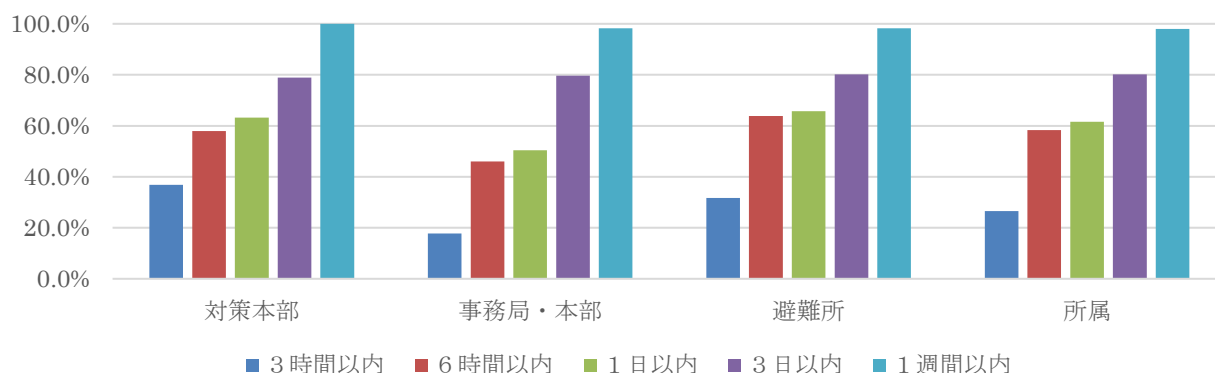
④所属配備（対象：662人）

	3時間以内	6時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内
参集人数	176人	386人	408人	530人	649人
参集率	26.6%	58.3%	61.6%	80.1%	98.0%

⑤全参集対象職員（①～④合計）（対象：1065人）

	3時間以内	6時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内
参集人数	289人	622人	655人	852人	1045人
参集率	27.1%	58.4%	61.5%	80.0%	98.1%

参集対象別参集率比較



(3) 現状

参集人数はあくまでも予測であり、実際に災害が発生した場合には、予測通りの参集人数が確保できないことも予想される。

また、対応が長期化（「24時間対応」を含む。）する場合には、交代要員の確保が必要となる。

【参考】阪神・淡路大震災における各自治体の参集状況の概要

	18時間後	42時間後	66時間後
神戸市	41%	約6割	約7割
芦屋市	42%	52%	60%
西宮市	51%	66%	69%

((財) 消防科学総合センター「地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編」より)

(4) 今後の検討事項

○災害発生時における職員参集率の一層の向上

災害発生時に、職員が自らの職務を全うするためには、職員自身やその家族が被災しないことが重要となることから、全職員は、平常時の取組みとして、各家庭における防災対策（家具等の転倒・落下防止策の実施や家族との安否確認方法の確認等）を推進する。

また、非常時の職員参集方法として自転車やバイクも有効な手段であるが、大規模災害時は道路等の損壊等も予想されることから、参集時の安全確保について周知徹底する。

○横断的な応援体制の推進

限られた人員を有効に活用し、非常時優先業務を迅速かつ的確に実施するため、部局等を超えた職員の活用を含めた体制の整備・推進に努める。

○職員の交代体制の構築と健康管理

業務継続体制を確立するためには、職員の交代体制を構築するとともに、定期的な健康管理・メンタルヘルスケア等について充実を図る。

なお、職員の交代体制の構築及び健康管理に関して、男女別休息スペース及び仮眠スペースの確保について検討を進めるものとする。

4 非常時優先業務

(1) 非常時優先業務の評価基準

「非常時優先業務」とは、単に重要な業務であるか否かというものではなく、市民等の生命や生活、社会経済活動等に及ぼす影響の大きさを評価の基準として、災害発生時に限られた資源の中にあっても、他の業務に優先して継続または早期回復を実現しなければならない緊急性の高い業務であり、業務評価の目安は、表4のとおりである。

(2) 非常時優先業務の整理

非常時優先業務は、「応急・復旧業務」と「優先的通常業務」に区別されるが、災害発生時は、区分にかかわらず、状況に応じて必要な業務を実施する。業務一覧については、「【別冊】優先業務一覧表」の1ページから39ページに記載している。

(3) 部局別非常時優先業務の抽出結果

部局別の非常時優先業務数は、「【別冊】優先業務一覧表」の40ページから41ページに記載している。1週間以内に優先的に行う必要がある業務数を部局別にみると、教育部が65件、次いで市民部が54件と多くなっている。

表4 業務継続計画における非常時優先業務選定に関する目安

優先度	業務開始 目標時間	選定基準	該当業務区分	代表的業務例	備考
S	3時間 以内	発災後ただちに業務に着手しないと、市民の生命や生活、社会経済活動等に重大な影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、優先的に対策を講じることが必要な業務	◆初動体制の確立	◇災害対応の根幹となる体制の立ち上げ業務 ◇組織的な業務遂行に必須となる業務	●発災直後には、業務対応能力を確保するための業務や全庁的の災害応急対策業務を優先 ●人命救助・救出（発災～72時間）
			◆被災状況の把握	◇被害の把握（被害情報の収集・伝達・共有）	
			◆救助・救援の開始	◇発災直後の火災等対策業務（消火、避難・避難誘導等） ◇救助・救急体制の確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用）	
			◆避難所の開設	◇避難所の開設	
A	1日 以内	発災後1日以内に業務に着手しないと、市民の生命や生活、社会経済活動等に相当な影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務。	◆応急活動の開始	◇短期的・応急的な二次被害予防業務 ◇市管理施設の応急復旧に係る業務 ◇衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動等） ◇災害対策活動体制の拡充に関する業務（応援受入れ体制等） ◇遺体の取り扱い業務（収集、保管、事務手続き等）	●市民等の生命・生活や他機関の活動に影響する、各部署で最優先の災害応急対策業務や継続すべき通常業務に着手
			◆避難生活支援の開始	◇避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）	
			◆重大な行事の手続き	◇社会的に重大な行事等の延期等調整業務（選挙等）	
			◆被災者への支援の開始 ◆他の業務の前提となる行政機能の回復	◇避難生活の向上に係る業務 ◇市街地の清掃に係る業務（ごみ・がれき処理等） ◇災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） ◇業務システムの再開等に係る業務	
B	3日 以内	発災後3日以内に業務に着手しないと、市民の生命や生活、社会経済活動等に相当な影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務。			●避難所の自主運営体制の確立及び避難所生活者への支援の強化 ●（情報システムの部分的復旧に伴う）通常業務の再開
C	1週間 以内	発災後1週間以内に業務に着手しないと、市民の生命や生活、社会経済活動等に影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務。	◆復旧・復興に係る業務の開始・着手	◇生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法関係業務等） ◇産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工対策等） ◇教育再開に係る業務 ◇金銭の支払い、支給に係る業務（契約、給与、補助費等）	●道路等社会インフラの早期復旧支援など平常時の生活回復支援
			◆窓口行政機能の回復	◇窓口業務（届出受理、証明書発行等）	
D	1週間 以降	発災後1週間は業務に着手せず、応急・復旧業務に人員を優先することが望ましく、業務の中断が市民生活・社会経済活動等に大きな影響を及ぼさないと見込まれる業務。	◆その他の行政機能の回復	◇その他の業務	●災害対応に関係がなく、緊急性のない通常業務

1 市の課題及び対策等に関する基本的な考え方

大規模地震災害の発生を想定し、業務継続を推進するため、共通資源（庁舎、電力、情報通信等）に関する課題を明確にし、その対策等について検討することが重要になる。

本章における課題への対策については、予算措置の有無及び業務システム改善の実現性等の問題にとらわれず、考えられる対策について記述する。

2 執務環境・資源の整理

（1）庁舎

◆現状

震度6弱の地震動を観測した場合における各庁舎の被害想定等は、次のとおりである。

○1号館・議会棟

建築年	1971年（昭和46年）竣工
耐震基準	旧耐震基準
耐震補強工事	実施済み
庁舎被害	構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できる。 人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。

○2号館

建築年	1994年（平成6年）竣工
耐震基準	新耐震基準
耐震補強工事	不要
庁舎被害	構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくなく、人命の安全確保が図られている。

○3号館

建築年	1971年（昭和46年）竣工
耐震基準	旧耐震基準
耐震補強工事	不要（耐震診断の結果による）
庁舎被害	構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できる。 人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。

○4号館

建築年	1973年（昭和48年）竣工
耐震基準	旧耐震基準
耐震補強工事	実施済み
庁舎被害	構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できる。 人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。

○社会福祉センター（災害対策本部）

建築年	1985年（昭和60年）竣工
耐震基準	新耐震基準
耐震補強工事	実施済み
庁舎被害	構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できる。 人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。

○管理棟

建築年	1985年（昭和60年）竣工
耐震基準	新耐震基準
耐震補強工事	実施済み
庁舎被害	構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できる。 人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。

○電算棟

建築年	2013年（平成25年）竣工
耐震基準	新耐震基準
耐震補強工事	不要
庁舎被害	構造体の補修をすることなく建築物を使用できる。 人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。

○健康管理センター

建築年	1977年（昭和52年）竣工
耐震基準	旧耐震基準
耐震補強工事	不要（耐震診断の結果による）
庁舎被害	構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できる。 人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。

○ミレニアムセンター佐倉（災害対策本部代替施設）

建築年	2000年（平成12年）竣工
耐震基準	新耐震基準
耐震補強工事	不要
庁舎被害	構造体の補修をすることなく建築物を使用できる。 人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。

耐震補強工事の実施等必要な対策を講じており、各庁舎の耐震性能は確保されていることから、発災後の使用は可能であると想定する。

なお、本計画では「震度6弱の揺れ（佐倉市地域防災計画 震-1-23）」を前提条件としているが、平成23年東北地方太平洋沖地震や、令和6年能登半島地震のような、本計画の前提条件以上の大地震が発生した場合においては、想定外の倒壊・損壊等により庁舎が使用できなくなる可能性も考慮しておく必要がある。

◆今後の検討事項

- 発災後、迅速に庁舎の使用可否や社会福祉センター3階への災害対策本部設置の可否を判断することは、後の災害応急対策の実施に影響を及ぼすことから、あらかじめ地震災害発生時の応急危険度判定の実施体制を整備する。
- 災害対策本部を代替施設であるミレニアムセンター佐倉に設置するケースを想定し、災害対策本部設置・運営に必要な機器、資機材、備品、消耗品等の選定・特定及びそれらの搬出入方法や調達方法等について検討するものとする。
- 庁舎倒壊時における執務室の移転候補施設・移転先について、具体的な検討・選定等を進める。
- 1号館、3号館及び4号館については、竣工から50年近く経過していることから、今後、市有施設全体の利用計画を踏まえ、大規模改修の必要性等について具体的な検討を進めるものとする。

(2) 執務室

◆現状

書棚等のオフィス什器は、大きな揺れによって転倒し、職員の負傷、机上のパソコン等の破損等の原因となるほか、書類等の落下・散乱により片付けに多大な労力が必要となるおそれがある。

さらに、パソコン、コピー機等の機器が、落下したり、転倒したりして破損し、機能を失うおそれがある。

【参考】平成 23 年東北地方太平洋沖地震発生直後の執務室の様子



◆今後の検討事項

職員等の安全を確保するため、次のような対策を講じるものとする。

- 天井及び天井に設置されている設備の落下防止対策
- ガラスの落下・飛散防止措置の実施
- オフィス什器やファイル等の転倒・落下防止対策の実施
- オフィス什器等の配置換えの検討
- 不要物品の廃棄、執務室の整理整頓、クリアテーブルの徹底
- バール、ジャッキ、担架等の救助用資機材の備蓄・確保

(3) 電力

◆現状

停電時における非常用自家発電設備の設置状況は、次のとおりである。

庁舎	設置場所	容量	燃料	燃料備蓄	稼働時間
1号館・議会棟 管理棟 電算棟	機械室2階 (固定式)	300KVA	軽油	730 リットル	13 時間
2号館 3号館 4号館 社会福祉センター	社会福祉センター裏 (固定式)	50KVA	軽油	75 リットル	4 時間
	社会福祉センター裏 (固定式)	10KVA	軽油		53.1 時間
健康管理センター	出入口横 (固定式)	40KVA	軽油	45 リットル	4.5 時間
ミレニアムセンター 佐倉	屋上 (固定式)	175KVA	A 重油	950 リットル	15 時間

非常用自家発電設備によって発電した電力の供給先は、主として、非常用電灯、非常用コンセント、消火栓ポンプ、固定電話等であり、商用電源からの電力供給が途絶した場合、執務室内の空調設備や事務用PC等の機器の使用は著しく制限される。

また、停電が長期化する場合には、燃料の追加補給が必要となる。

【参考】非常用自家発電設備から電力が供給されるコンセント



(社会福祉センター中会議室)

◆今後の検討事項

- 各所属において、非常用電灯や非常用コンセントの設置場所を確認し、商用電源からの電力供給が停止した場合に、使用できる機器と使用できない機器を把握しておく必要がある。
- 災害時、非常時優先業務の遂行に必要となる機器を選定し、稼働できるよう、対策を講じる。
- 可搬型非常用発電機及び燃料の備蓄、民間企業との移動電源車等を活用した電力供給協定の締結等について引き続き進めていく。

※ 「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和5年5月内閣府（防災担当））」において、「人命救助の観点から重要な72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」とされている。このことから、発災直後からの応急対策の重要性に鑑み、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識の下、72時間は外部からの供給なしに非常用電源を稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくことが望ましいが、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあることに留意する。

【参考】燃料等に関する災害時応援協定

協定名	締結先	締結日	備考
災害時における燃料等の供給協力に関する協定	佐倉石油商業組合	平成19年3月27日	【担当】 危機管理課
電力供給停止時における浄水場等自家発電機設備用燃料の確保に関する協定	有限会社夏海石油	平成29年3月28日	【担当】 上下水道部
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	令和2年7月1日	【担当】 危機管理課
災害時における電動車両等の支援に関する協定	三菱自動車工業株式会社 千葉三菱自動車販売株式会社	令和2年9月30日	【担当】 危機管理課
	株式会社ディーシーエム	令和3年11月19日	【担当】 危機管理課

（令和7年3月時点）

(4) 水

◆現状

①受水槽

設置場所	容量	停電時の使用			備考
		飲用	トイレ	消火栓	
社会福祉センター (裏)	38.0 t	可	可	可	【共用】 1号館・議会棟、2号館、3号館、4号館、社会福祉センター、管理棟、電算棟
健康管理センター (横)	10.0 t	可	可	可	
ミレニアムセンター佐倉 (1F駐車場内)	15.0 t	可	可	可	

②高架水槽

設置場所	容量	停電時の使用			備考
		飲用	トイレ	消火栓	
1号館 (屋上)	16.0 t	可	可	可	【共用】 1号館・議会棟、管理棟・電算棟
社会福祉センター (屋上)	5.1 t	可	可	可	【共用】 2号館、3号館、4号館、社会福祉センター
健康管理センター (増築棟屋上)	5.0 t	可	可	可	

◆今後の検討事項

- 発災後、庁舎内の排水管等の損壊状況や漏水の有無等を早期に点検・確認できるよう体制を整備する。
- 平常時における1日あたりの水の使用量から推測すると、受水槽内の水は、1～2日程度で無くなる可能性があることから、災害時における水の使用方法について検討する必要がある。

【参考】飲料水等に関する災害時応援協定

協定名	締結先	締結日	備考
災害時における飲料水の供給協力に関する協定	一宮運輸株式会社	平成 24 年 4 月 1 日	【担当】 危機管理課
災害時における飲料水の供給協力に関する協定	一宮運輸株式会社	令和 2 年 12 月 21 日	【担当】 危機管理課

(5) 通信

①電話

◆現状

	回線数	主な設置場所	備考
災害時優先電話 (固定)	9 2	1 号館、2 号館、3 号館、社会福祉センター、健康管理センター、ミレニアムセンター 佐倉、保健センター、出張所、 小中学校、保育園等	—
携帯電話	1 3 8	災害対策本部、避難所、水防班等	1 3 8 回線のうち、 4 2 回線は災害時優先電話

(令和 7 年 3 月時点)

◆今後の検討事項

通信手段のうち、発災時にどれが一番つながりやすいかは、環境や被災状況によって異なり、事前に特定することは困難である。このため、電話等通信手段の多重化・多様化を図る。

○災害時優先電話（固定）

各所属内で災害時優先電話となっている電話機や回線を確認し、接続方法や使用方法等を確認する。

なお、災害時優先電話の使用については、次の点に注意する。

- 発信にのみ使用し、着信には使用しない。
- 発信に使用することから、その番号を外部へ公表しない。

○携帯電話

停電に備え、定期的な充電（月 1 回程度）を心掛ける。

また、携帯電話本体に加え、充電電池や充電器を定期的に点検し、必要に応じ、メンテナンスを行う。

②防災行政無線（移動系）

◆現状

防災行政無線（移動系）は、市役所（災害対策本部）、指定避難所等及び災害現場との通信の確保を目的に整備されており、その設置状況については、次のとおりである。

局名	局数	設置・保管場所
基地局（統制局設備）	1 局	社会福祉センター（中会議室）
半固定局	5 9 局	災害対策本部、指定避難所等
車載型移動局	1 5 局	庁用車
携帯型移動局	3 6 局	危機管理課
合計	1 1 1 局	

（令和 7 年 3 月時点）

基地局（1 局）、半固定局（災害対策本部用 3 局）及び携帯型移動局（3 6 局）については、専用の非常用発電機を設置しており、停電時においても電力供給を受けることができる。

車載型移動局（1 5 局）は、庁用車バッテリーからの電力供給により使用することができる。

【参考】防災行政無線（移動系）の非常用発電機

設置場所	燃料	燃料備蓄	稼働時間	備考
社会福祉センター横 （固定式）	軽油	196 ㍓	72 時間	非常用コンセントへの 電力供給可能

基地局（統制局設備）は、UPS（無停電電源装置）が設置されており、半固定局、車載型移動局及び携帯型移動局については、内蔵蓄電池により「送信 1 分、受信 1 分待受け 1 8 分」の動作条件で、2 0 時間以上使用が可能である。

なお、機器の故障等の緊急時について、保守点検業者と 2 4 時間対応ができる体制をとっている。

◆今後の検討事項

- 職員は、毎年実施している非常登庁訓練（情報伝達訓練）や通常業務での使用等により、防災行政無線（移動系）の操作をさらに習熟する必要がある。
- 商用電源からの電力供給停止が20時間を超する場合、災害対策本部以外の半固定局（56局）は、可搬型自家発電機等に接続しなければ通信不能となる可能性があることに注意する必要がある。

【参考】防災行政無線（移動系）



（半固定局）



（携帯型移動局）

③防災行政無線（同報系）

◆現状

災害時の有線電話の途絶等における各種情報の住民等への伝達を速やかに行うことを目的とし、防災行政無線（同報系）の整備・充実を図っているところである。

また、防災行政無線（同報系）は音声による情報伝達であることから、放送内容が聞こえない、または聞き取りにくい地域等への対策として、防災行政無線テレホンサービスや佐倉市メール配信サービス等を実施している。

【参考】防災行政無線（同報系）の整備状況

名称	数量	設置場所
基地局	1 局	1 号館屋上
操作卓	1 卓	防災無線放送室（社会福祉センター 3 階）
遠隔操作卓	1 卓	佐倉市八街市酒々井町消防本部
子局	1 5 5 局	指定緊急避難場所、公園等

（令和 7 年 3 月時点）

④情報システム

◆現状

現在、全ての所属で情報システムが利用されており、非常時優先業務を実施するうえで、情報システムの防災対策が不可欠である。

このことから、本市では、「地方公共団体における ICT 部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン（総務省）」に基づき、「佐倉市 ICT 部門の業務継続計画＜初動版＞」を策定している。

【参考】主な情報システムとバックアップ方法

システム	利用目的	バックアップ方法	備考
佐倉市仮想基盤 佐倉市庁内 LAN	イントラネット、ファイルサーバ等	・電子データ（日次）	遠隔保管あり
ADWORLD （住民情報システム）	住民情報、外国人登録、国民健康保険情報、税情報、福祉情報等	・電子データ（日次）	遠隔保管あり
佐倉市公式ウェブサイト	市の情報発信等	・電子データ（日次）	遠隔保管あり

システム	利用目的	バックアップ方法	備考
FAST (財務会計システム)	重要な契約・支払い 等の記録の情報等	・電子データ(日次) ・紙(作成時)	遠隔保管あり
公営企業会計システム	重要な契約・支払い 等の記録の情報等	・電子データ(日次) ・紙(作成時)	遠隔保管あり
人事給与・庶務事務システム	職員の安否確認等	・電子データ(日次)	遠隔保管あり
文書管理システム	意思決定の記録等	・電子データ(日次)	遠隔保管あり

(令和7年3月時点)

◆今後の検討事項

- 「佐倉市 ICT 部門における業務継続計画<初動版>」に基づき、災害時における非常時優先業務の実施に必要な情報システムの稼働を確保するためのバックアップ体制及びリストア体制を整備する。
- 各所属において、停電や庁内 LAN 設備の被災等により情報システムが稼働できない場合を想定し、紙媒体を中心とした手作業による業務継続方法について検討する。

(6) 飲用水・食料・携帯トイレ等の備蓄

◆現状

市として、職員専用の飲用水や食料、携帯トイレ等の備蓄は行っていない。

このため、特に発災直後の混乱期においては、職員用物資等を確保しようとしても、災害応援協定締結企業等外部から迅速に救援物資を調達することは困難となることが予想される。また、災害応援協定締結企業や道路等交通網の被災状況等によっては、物流そのものが長期間途絶えることも想定される。

◆今後の検討事項

- 職員個人が、職場のロッカー等に食料や携帯トイレ、常備薬等を最低3日分用意しておくことや、自宅に夜間・休日における参集時用として（家庭用とは区別して）、必要な物資等を備蓄しておくことを奨励する。
- 大規模災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、災害対応業務の継続のため、職員を対象とした、飲用水、食料（アルファ化米等主食）、携帯トイレの備蓄について検討を行う。なお、備蓄物資等の検討をする際には、女性職員や障害を持つ職員等の意見を取り入れるものとする。
- 携帯トイレに関して、使用済み便袋の臭気対策や保管場所、処分方法等について検討する。

業務継続計画は、いったん策定すればよいというものではない。計画の実効性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、そのためには、教育や訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが必要である。

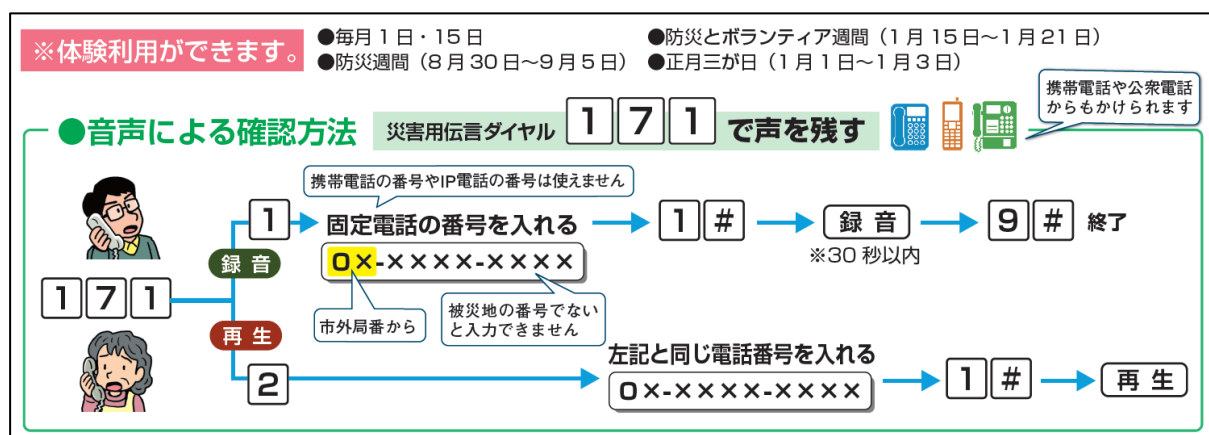
1 各所属における教育の実施

発災時に的確に業務の継続を図るためには、業務継続計画の内容等を職員等に周知・浸透させ、さらに各部局が発災時に自律的に行動できるよう防災に対する当事者意識の喚起と対応能力の向上を図ることが重要である。

このことから、業務継続計画の内容の定着を図るため、各所属においては、次のことに取り組むこととする。

- 本計画に基づき、災害時における応急対策活動マニュアル等を作成する。
- 佐倉市災害対策本部職員配備表、非常登庁配備名簿等により、災害配備体制を年度初めに必ず確認する。
- 勤務時間外の連絡方法について、緊急連絡網等を整備する。
- 通信手段が確保できない状況に備え、災害用伝言ダイヤルや SNS（Social Networking Service）等を活用した職員の安否確認方法を整備する。

図7 災害用伝言ダイヤルを活用した安否確認



※ 「録音」及び「再生」は、固定電話からだけでなく、携帯電話や公衆電話からも可能です。

※ 職員が「固定電話の番号」に各所属直通の電話番号を入力し、自身の安否情報や即時参集の可否について録音・登録することで、職員の安否確認方法として活用することもできます。

2 訓練の実施

職員の防災意識の高揚、災害対応能力の向上、防災・災害時の応急対策上の問題点の抽出等を目的とし、次のような訓練を実施するものとする。

表5 訓練の例

種類	業務継続に資する観点
職員の安否確認訓練 非常参集訓練	● 安否確認や参集に係る課題を把握するため、開催する曜日・時間帯を様々な条件で実施する。 ● 抜き打ちで実施する。 ● 災害用伝言ダイヤル171やweb171を利用する(毎月1日、15日や防災週間等に体験が可能)。 ● 近隣の職員の徒歩登庁訓練や徒歩帰宅訓練を実施する。
避難訓練 消防訓練	● 施設外等への職員の避難や来庁者等の避難誘導を実施する。 ● 火災の発生を想定し、初期消火活動や119番通報を実施する。
災害対策本部の設置・運営等訓練	● 本来の要員が一定割合しか参集できていない状況を想定し、限られた要員のみで本部設置・運営を行う。 ● 本部長、副本部長が参集できない状況を想定し、代理者が指揮を執る。 ● 代替庁舎に本部を設置する。
情報伝達訓練 初動対応訓練	● 防災行政無線(移動系)等通信機器の操作を習熟する。 ● 被害情報等の収集・とりまとめ・伝達方法等について確認する。
非常用発電機の稼働訓練	● 単純な稼働訓練にとどまらず、外部関係者(保守業務委託業者等)と実際に連絡が必要となる状況を取り入れる。
非常時優先業務等の実施訓練	● 参集できない職員の発生を想定し、限られた人員で実施する。 ● 停電や通信手段の途絶を想定する。

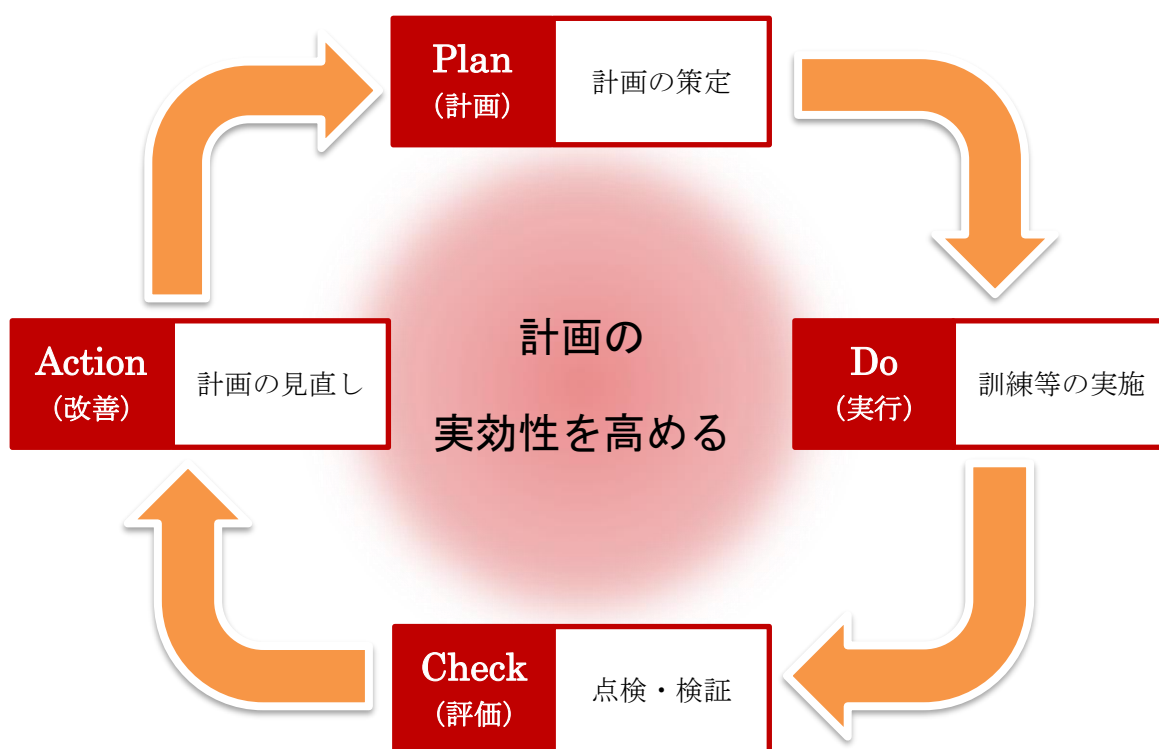
3 業務継続計画の見直し

本計画は、想定される地震災害に関する一定の前提条件を踏まえて、検討・策定したものである。このため、今後の前提条件変更や、上位・関連計画の変更にあわせて随時見直し、常に最新の状態を保つこととする。

同時に、訓練や実際の災害対応の経験等を通じて、計画の実効性等を点検し、把握された問題点や教訓等に基づいて、計画の見直しを行っていくことで、計画の実効性を高めていくことが重要となる。

このことから、本計画について PDCA サイクルに基づく継続的な改善を推進することにより、災害対策の迅速かつ的確な推進及び業務継続力の向上を図るものとする。

図8 業務継続計画における継続的な改善のイメージ



佐倉市業務継続計画【震災編】

発行年月：令和 7 年 3 月

発 行 者：佐倉市危機管理部危機管理課

電話：043-484-6131（直通）
